

改正後	現行
<p>廃棄物の処理施設の設置等に係る指針</p> <p>平成 20 年 10 月 14 日制定 平成 28 年 3 月 22 日改正 平成 30 年 9 月 19 日改正 平成 31 年 3 月 7 日改正 令和 6 年 9 月 20 日改正 長野県環境部長</p> <p>(設置場所の選定)</p> <p>第 1 廃棄物の処理施設（以下単に「処理施設」という。）を設置し、又は設置しようとする者（以下「施設設置者」という。）は、処理施設の設置場所を選定するときは、次に掲げる事項（処理施設を都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、第 8 条第 1 項に規定する工業地域又は工業専用地域（積替保管施設を設置する場合にあってはこれらのほか準工業地域を含む。）に設置する場合にあっては、第 2 号のアの③の事項を除く。）を勘案しなければならない。</p> <p>(1) (略) (2) 次に掲げる施設の設置状況 ア 処理施設と集中する場合において、環境負荷の増大について特に注意を要する施設 ① (略) ② (略) ③ 公害関係法令による規制対象施設で、前 2 号に掲げる施設以外のもの (7) (略) (1) 放流水を発生する施設にあっては、次に掲げる施設 a 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項で定める特定施設 b 良好な生活環境の保全に関する条例（昭和 48 年条例第 11 号）第 2 条第 5 項で定める特定施設 (ウ) (略) (エ) (略) (オ) 排出ガス又はばい煙を発生する施設にあっては次に掲げる施設 a (略) b (略)</p> <p>c 同条第 14 項で定める水銀排出施設</p> <p>d ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項で定める特定施設</p> <p>e 良好な生活環境の保全に関する条例第 2 条第 6 項で定めるばい煙発生施設</p> <p>(カ) 粉じんを発生する施設にあっては次に掲げる施設 a 大気汚染防止法第 2 条第 9 項で定める一般粉じん発生施設 b 同条第 10 項で定める特定粉じん発生施設</p> <p>f 良好な生活環境の保全に関する条例第 2 条第 7 項で定める粉じん発生施設</p> <p>g 大気汚染防止法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に掲げる児童福祉施設で、国が設置したもの、都道府県若しくは市町村が児童福祉法第 35 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づき設置したもの又は同条第 4 項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が都道府県知事の認可を受けて設置したもの</p> <p>h 处理施設と近接する場合において、生活環境の保全について特に配慮を要する施設</p> <p>i ①児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に掲げる児童福祉施設で、国が設置したものの、都道府県若しくは市町村が児童福祉法第 35 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づき設置したもの又は同条第 4 項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が都道府県知事の認可を受けて設置したもの</p> <p>j ②就学前の子どもに關する教育、保健等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3</p>	<p>平成 20 年 10 月 14 日制定 平成 28 年 3 月 22 日改正 平成 30 年 9 月 19 日改正 平成 31 年 3 月 7 日改正 長野県環境部長</p> <p>(設置場所の選定)</p> <p>第 1 廃棄物の処理施設（以下単に「処理施設」という。）を設置し、又は設置しようとする者（以下「施設設置者」という。）は、処理施設の設置場所を選定するときは、次に掲げる事項（処理施設を都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、第 8 条第 1 項に規定する工業地帯又は工業専用地域（積替保管施設を設置する場合にあってはこれらのほか準工業地域を含む。）に設置する場合にあっては、第 2 号のアの③の事項を除く。）を勘案しなければならない。</p> <p>(1) (略) (2) 次に掲げる施設の設置状況 ア 集中する場合において、環境負荷の増大について特に注意を要する施設 ① (略) ② (略) ③ 公害関係法令による規制対象施設で、前 2 号に掲げる施設以外のもの (7) (略) (1) 放流水を発生する施設にあっては、次に掲げる施設 a 公害の防止に関する条例（昭和 48 年条例第 11 号。以下「公害防止条例」という。）第 2 条第 5 項で定める特定施設 (ウ) (略) (エ) (略) (オ) 排出ガス又はばい煙を発生する施設にあっては次に掲げる施設 a (略) b (略)</p> <p>c ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項で定める特定施設</p> <p>d 公害防止条例第 2 条第 6 項で定めるばい煙発生施設</p> <p>(カ) 粉じんを発生する施設にあっては次に掲げる施設 a 大気汚染防止法第 2 条第 10 項で定める特定粉じん発生施設</p> <p>e 公害防止条例第 2 条第 7 項で定める粉じん発生施設</p> <p>f 良好な生活環境の保全に関する条例第 2 条第 6 項で定める粉じん発生施設</p> <p>g 粉じんを発生する施設にあっては次に掲げる施設 a 大気汚染防止法第 2 条第 9 項で定める一般粉じん発生施設 b 同条第 10 項で定める特定粉じん発生施設</p> <p>h 良好な生活環境の保全に関する条例第 2 条第 7 項で定める粉じん発生施設</p> <p>i ①児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に掲げる児童福祉施設で、国が設置したもの、都道府県若しくは市町村が児童福祉法第 35 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づき設置したもの又は同条第 4 項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が都道府県知事の認可を受けて設置したもの</p> <p>j ②就学前の子どもに關する教育、保健等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3</p>

改 正 後

現 行

条例第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされた施設（認定こども園）

- ③ (略)
 ④ (略)

⑤老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3で定める老人福祉施設、同法第29条で定める有料老人ホーム、医療法第1条の6で定める介護老人保健施設、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項で定めるサニービス付き高齢者向け住宅等、多数の高齢者が集団で利用する施設

- ⑥ (略)
 (3)～(6) (略)

(周辺地域の範囲)
 第2 (略)

条例第1項又は第2項の認定を受けた施設及び同条第3項の規定による公示がされた施設（認定こども園）

- ③ (略)
 ④ (略)

⑤老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3で定める老人福祉施設、同法第29条に既定する有料老人ホーム、医療法第1条の6で定める介護老人保健施設、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年8月3日国土交通省令第115号）第3条第6号で定める高齢者専用賃貸住宅等、多数の高齢者が集団で利用する施設

- ⑥ (略)
 (3)～(6) (略)

(周辺地域の範囲)
 第2 (略)

【参考】土地利用規制のある法令

法 令	土地利用規制の対象（地域）等
○都市計画・建設関係の法律	
国土利用計画法	権利移転等
都市計画法	区域区分、用途地域、他の都市施設、他の都市計画等
建築基準法	用途地域等
○環境保全関係の法律	
自然公園法	国立公園、国定公園
自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区、監視地区
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区
環境影響評価法	全域
都市緑地法	特別緑地保全地区
都市計画法	風致地区
土壤汚染対策法	土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地、要措置区域、形質変更時要届出区域
○災害防止関係の法律	
森林法	保安林の区域、保安施設地区、地域森林計画対象民有林
砂防法	第2条指定地域
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第3条第1項の指定区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域
河川法	河川区域及び河川保全区域

【参考】土地利用規制のある法令

法 令	土地利用規制等
○都市計画・建設関係の法律	
国土利用計画法	権利移転等
都市計画法	区域区分、用途地域、他の都市施設、他の都市計画等
建築基準法	用途地域等
○環境保全関係の法律	
自然公園法	国立公園、国定公園
自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区、監視地区
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区
環境影響評価法	全域
都市緑地法	特別緑地保全地区
都市計画法	風致地区
土壤汚染対策法	土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地、要措置区域、形質変更時要届出区域
○災害防止関係の法律	
森林法	保安林の区域、保安施設地区、地域森林計画対象民有林
砂防法	第2条指定地域
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第3条第1項の指定区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域
河川法	河川区域及び河川保全区域

改 正 後	現 行
○農業関係の法律 農業振興地域の整備に関する法律	○農業関係の法律 農業振興地域の整備に関する法律 農用地区域
農地法 農地又は採草放牧地	農地法 農地又は採草放牧地
生産綠地法 特定生産綠地	生産綠地法 生産綠地
集落地域整備法 集落地区計画の区域	集落地域整備法 集落地区計画の区域
○景観・文化財関係の法律 景観法	○景観・文化財関係の法律 景観法 景観計画区域
文化財保護法	文化財保護法 史跡名勝天然記念物、重要文化的景観
○県又は市町村の条例 長野県自然環境保全条例	○県又は市町村の条例 長野県自然環境保全条例 県自然環境保全地域、郷土環境保全地域、大規模開発調整地域
長野県立自然公園条例	長野県立自然公園条例 県立自然公園
長野県希少野生動植物保護条例	長野県希少野生動植物保護条例 県立自然公園 生息地等保護区
長野県水環境保全条例	長野県水環境保全条例 水道水源保全地区
長野県豊かな水資源の保全に関する条例	長野県豊かな水資源の保全に 水資源保全地域
長野県環境影響評価条例	長野県環境影響評価条例 全城
長野県ふるさとの森林づくり条例	長野県ふるさとの森林づくり 森林整備保全重点地域
長野県景観条例	一般地域、景観育成重点地域、景観育成特定地区
長野県砂防指定地管理条例	砂防指定地
長野県文化財保護条例 長野県土砂等の盛土等の規制 に関する条例	長野県文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物 全城 条例に定める土地利用規制
市町村の条例	市町村の条例 条例に定める土地利用規制